

平成 27 年度 官民連携事業の推進に関する検討課題の募集（第 1 次）について

平成 27 年 3 月 3 日

国土交通省総合政策局

## 1. 趣旨

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、日本再興戦略改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進しています。

そのため、新たな官民連携事業の導入にあたって具体的な検討課題を広く募集し、選定した検討課題を参考として別途国土交通省が策定した調査事項について国土交通省自らが調査・検討を行うことで、新たな官民連携事業の普及促進を図ります。

調査・検討によって得られた成果は、新たな官民連携事業の導入を検討する地方公共団体等の参考となるよう活用いたします。

（注）今回募集は、平成 27 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるように予算成立前に募集手続きを行うものです。したがって、平成 27 年度予算の国会における成立が前提であり、国会における予算審議の状況によっては、事業内容等を変更することがあり得ることを、あらかじめご了承下さい。

（注）平成 27 年 6 月から 7 月頃に、第 2 次募集を行う予定としています。

## 2. 募集対象

地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体及び公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）、民間事業者（民間企業、NPO 法人、一般社団、一般財団等）からの、単独提出または共同提出とします。

## 3. 募集する検討課題

募集する検討課題は、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して地方公共団体等が管理する（または管理する予定の）国土交通省所管の公共施設等の

整備、改修、維持管理、運営等を行う官民連携事業に係るものとします。

また、民間の資金、能力をより積極的に活用する官民連携事業を重点的に促進する観点から、以下のⅠ～Ⅶの7つの類型（官民連携事業の類型）のいずれかに該当する事業の推進に資する課題について検討します。

併せて、この検討に際しては、以下のA、Bの2つの分野（重点推進分野）において類型Ⅰ～Ⅶに該当する官民連携事業を重点的に推進することとしています。

（注）重点的に推進するという主旨で、これら重点分野以外の官民連携事業も対象事業となります。

これらは、平成27年度予算の基本方針（平成27年度予算概要（平成27年1月 国土交通省））を踏まえて重点的に取り組むものです。

#### 【官民連携事業の類型】

（注）**別添資料1**「官民連携事業の類型について」を参照下さい。

##### Ⅰ：公共施設等運営事業型

（PFI法に基づく公共施設等運営権を活用した事業）

##### Ⅱ：収益施設併設・活用品

（公共施設等の整備・運営に併せて、公共施設等の一部や未利用部分、副産物等を活用し、民間事業者が行う収益事業）

##### Ⅲ：公的不動産利活用品

（公共主体と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用する事業）

##### Ⅳ：エリア開発推進型

（「複数の施設」や「核となる施設とその周辺地域」の整備・運営等を、公共主体と民間事業者が一体的なコンセプトの下で推進し、地域の魅力向上を図る事業）

##### Ⅴ：包括マネジメント型

（複数の業務を包括して民間事業者に一括して委託等することで、公共施設の整備や維持管理・運営等の効率的なマネジメントを企図する事業）

##### Ⅵ：官民連携インフラファンド活用品

（PFI事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンド（株）民間資金等活用事業推進機構）等による資金調達を想定する事業※）

（注）Ⅵの対象となる事業は、PFI事業のうち、利用料金収入等で費用を回収するPFI事業（コンセッション方式を含む）となります。なお、官民連携インフラファンドの概要については、

**別添資料3**を参照下さい。

#### VII：その他の先導的事業

(これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業)

#### 【重点推進分野】

(注) **別添資料2**「重点推進分野について」を参照下さい。

##### A：防災・減災対策

(官民連携により、防災・減災に資する施設を整備・更新または維持管理するものや、既存の施設に防災・減災機能を付加する事業)

##### B：公共施設の老朽化対策

(官民連携により、公共施設の老朽化対策を実施することで、施設の長寿命化や施設機能の回復・強化等を図る事業)

#### 4. 募集期間

平成 27 年 3 月 3 日(火) ～ 4 月 17 日(金) 14:00 (厳守)

#### 5. 応募書類 及び 提出方法

別添の様式 1 ～ 3 に所要事項を簡潔・明瞭に記入の上、電子メールにてご提出下さい。

ただし、様式 3 の提出は任意とします。

(提出先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館 3 階

国土交通省総合政策局官民連携政策課 稲井、齊藤

TEL：03-5253-8111 (内線 24224、24218) FAX：03-5253-1548

電子メール：PPP\_PFI@mlit.go.jp

#### 6. 提出後の手続等

##### (1) 検討課題の選定

本募集に寄せられた資料等を基に、有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、官民連携の検討課題を整理した上で、検討の対象とする課題を選定しま

す。応募主体に対しては、必要に応じ、追加資料提出、ヒアリング等への対応をお願いする場合があります。

検討課題の選定にあたっては、提出された課題の、

- ①先進性（過去に同様の事例は少ないが、将来効果的である可能性が高いこと等）
- ②汎用性（今後の官民連携事業の普及促進に高い効果が期待されること等）
- ③具体性（官民連携事業の導入に向けて検討すべき課題が特定されていること等）

等を総合的に勘案して審査を行います。

選定結果は応募者（共同提出の場合は応募代表者）に通知します。

## （２）調査への協力

調査・検討対象として選定された場合には、データの提供等、国が実施する調査への協力をお願いする場合があります。

## 7. その他留意事項

- 本募集は、国土交通省にて、新たな官民連携事業を推進するための調査・検討を行うにあたって、検討課題を募集しているものであり、その選定後、調査・検討の内容は国土交通省にて決定します。
- 国土交通省が調査・検討を行うにあたっては、調査・検討業務を委託することになります。（なお、企画競争による入札方式を想定しており、民間事業者から応募があった検討課題が選定された場合でも、当該民間事業者に随意契約で委託するわけではありません。）
- 応募書類に記載の調査対象事業或いは施設に係る官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む）や関係機関との調整等を、応募主体等が自ら行っていただく必要があります。
- 1つの主体から、複数の検討課題に応募することも可能です。
- 応募書類等については、返却しません。
- 選定された検討課題については、委託業務の適切な履行等のため、必要に応じて対外的に公表させていただく場合がありますので、公表されることを前提に応募して下さい。

以上